

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第 16 号

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条の規定に基づき、第 2 期秋田県後期高齢者医療広域連合特定事業主行動計画を別紙のとおり定めたので、公表する。

令和 2 年 12 月 18 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志